

栗原市水道事業給水条例

平成17年4月1日

条例第249号

改正 平成19年12月21日条例第56号

平成21年3月6日条例第10号

平成21年12月24日条例第59号

平成26年2月27日条例第68号

平成27年2月26日条例第18号

平成31年2月26日条例第1号

令和元年9月26日条例第26号

令和元年12月17日条例第38号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第6条—第14条）

第3章 給水（第15条—第24条）

第4章 料金及び手数料等（第25条—第36条）

第5章 管理（第37条—第45条）

第6章 貯水槽水道（第46条・第47条）

第7章 補則（第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に基づき栗原市水道事業の給水について、料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、栗原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年栗原市条例第247号）第2条第2項に規定する区域とする。

（定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第5条 共用給水装置は、管理者が必要があると認めた場合にのみ設置することがで

きる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者（以下「給水装置工事申込者」という。）は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(開発等の事前協議)

第7条 給水区域内において開発行為等を行おうとする者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、給水装置工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める基準に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

6 指定給水装置工事事業者の指定その他に関する事項については、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 運搬費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第14条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ

管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 共同住宅の所有者又は経営者で、その共同住宅内に居住しない者
- (2) 給水装置を共有する者
- (3) 給水装置を共用する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めたる者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第19条 使用水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

3 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、管理者が貸与して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) メーターの口径を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

- (3) 消火用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用世帯数に異動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消火又は消防の演習若しくは管理者が特に認めた場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 管理者は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料等

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置により水道を使用する者は、料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、1箇月につき、別表により算定した基本料金及び従量料金の合計金額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた隔月の日をいう。以下同じ。）に、メーターの検針を行い、その計量した使用水量をもって、定例日の属する月分及びその前月分の料金として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、それぞれの月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、定例日に属する月分の当該端数を前月分の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、定例日以外の日に検針を行い、その計量した使用水量をもって算定することができる。

(使用水量の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、使用水量が不明のとき。

2 共用給水装置の使用水量は、各戸均等とみなす。ただし、使用者の申出により管理者が必要と認めたときは、各戸の使用水量を認定することができる。

(特別な場合の料金算定)

第29条 定例日の翌日から次の定例日まで（以下「メーター検針期間」という。）の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額とする。

(1) 水道の使用を開始した日から最初の定例日まで、定例日の翌日から水道の使用をやめた日まで又はメーター検針期間内に水道の使用を開始し、当該期間内での使用をやめた日までの期間（以下「中途使用期間」という。）が30日を超えないとき 1箇月使用したものとみなし、その計量した使用水量により別表に基づき算定した金額

(2) 中途使用期間が30日を超えるとき 2箇月使用したものとみなし、その計量した使用水量により別表に基づき算定した金額。この場合において、それぞれの月の使用水量は、第27条第1項の規定を準用して算定するものとする。

2 メーター検針期間の中途において、メーターの口径を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径に適用する料金とし、その使用日数が等しいときは、変更後のメーターの口径に適用する料金とする。

(無届使用に対する認定)

第30条 前使用者の給水装置を管理者に無届で使用した場合は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 管理者は、工事その他の理由により一時的に水道を使用する者に対し、水道の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、一時的に水道を使用する者が水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第33条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 給水装置工事事業者指定手数料 1業者につき 20,000円

- (2) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1業者につき 10,000円
- (3) 設計審査手数料 1件につき 3,000円
- (4) 工事検査手数料 1回につき 4,000円
- (5) 材料検査手数料 1回につき 3,000円
- (6) その他証明手数料 1件につき 300円

2 前項の手数料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(加入金)

第34条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は、次に定める額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ、次に掲げる金額

メーターの口径	加入金の金額
13ミリメートル	27,500円
20ミリメートル	55,000円
25ミリメートル	88,000円
30ミリメートル	132,000円
40ミリメートル	242,000円
50ミリメートル	880,000円
75ミリメートル	1,650,000円
100ミリメートル以上	管理者が別に定める金額

備考 加入金の金額は、消費税額及び地方消費税額を含む。

(2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する前号に規定する額から、改造前のメーターの口径に対応する前号に規定する額を控除した金額

2 加入金は、給水装置の新設又は改造工事の申込みと同時に納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 管理者は、納入された加入金が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の加入金を返還するものとする。

(1) 給水装置工事の完成前に、当該給水装置工事の申込みを取り消したとき 全額

(2) 給水装置工事の申込み後において、設計変更等により加入金の額に変更を生じたとき 変更により生じた差額

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料その他この条例によって納入すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

(督促)

第36条 管理者は、水道使用者等が料金、加入金、手数料その他この条例によって納入すべき金額を納期限まで納入しない場合においては、督促状を発しなければならない。

らない。

- 2 前項の規定により督促状を発したときは、当該督促状の作成及び送達に要する費用を徴収することができる。この場合における費用の額は、管理者が別に定める。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

- 第37条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水措置の基準違反に対する措置)

- 第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

- 第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第12条及び第13条第2項の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金、第33条の手数料又は第34条の加入金その他この条例の規定により納入する金額を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第27条の使用水量の計量又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

- 第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来、使用の見込みがないと認めたとき。

(給水装置操作の禁止)

- 第41条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、市職員又は市職員に指示された者以外、これを操作してはならない。

(家族等の行為に対する責任)

- 第42条 給水装置の利用者は、その家族、同居人、利用者又は従業者等の行為につ

いても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(過料)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第13条の給水装置の変更の工事施行、第19条のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第37条の検査、第38条の給水の停止又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金、第33条の手数料又は第34条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) みだりに消火栓、止水栓及び制水弁等を開閉した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第44条 市長は、詐偽その他不正の行為によって、第26条の料金、第33条の手数料又は第34条の加入金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(賠償金)

第45条 設置された水道施設及び器具等を紛失し、又は毀損したときは、その行為者は、時価認定額による金額を賠償しなければならない。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第46条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第47条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理

者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、平成17年5月分として算出する料金から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の築館町給水条例（平成10年築館町条例第4号）、若柳町上水道事業給水条例（平成10年若柳町条例第21号）、栗駒町給水条例（平成9年栗駒町条例第45号）、瀬峰町水道事業給水条例（平成10年瀬峰町条例第2号）又は志波姫町水道事業給水条例（平成9年志波姫町条例第25号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第56号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第2項、附則第3項及び附則第4項の改正規定は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の栗原市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）により継続して給水を受けているもの（以下「継続水道使用者」という。）の料金は、この条例による改正後の栗原市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第26条の規定にかかわらず、新条例の施行の日から平成20年4月30日までの間に請求する料金の算定方法は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日の前日までに、栗原市簡易水道事業等給水条例（平成17年栗原市条例第251号。以下「簡水条例」という。）に基づいて設置された給水装置は、新条例に基づいて設置されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際既に簡水条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

(料金の特例)

- 6 継続水道使用者及び簡水条例に規定する高清水簡易水道事業により給水を受けていたものに係る平成20年5月から平成26年4月までの期間に請求する料金は、新条例第26条の規定により算出した金額（以下「新料金」という。）と、附則別表（1）地区別料金表に定める地区に応じ、それぞれ同表に定める基本料金及び超過料金（若柳地区及び栗駒地区にあっては水量料金）の区分に応じた金額の合計金

額に同表（２）メーター使用料金表に定める地区に応じ、それぞれ同表に定める口径ごとの金額を加えた金額（以下「基礎料金」という。）を比較し、新料金が基礎料金を上回る場合は第１号に定める金額とし、新料金が基礎料金を下回る場合は第２号に定める金額とする。

(1) 新料金から基礎料金を減じて得た額に附則別表（３）調整率区分表に定める期間に応じ、それぞれ新料金が基礎料金を上回る場合の欄に定める調整率を乗じて得た金額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を新料金から減じて得た金額

(2) 基礎料金から新料金を減じて得た額に附則別表（３）調整率区分表に定める期間に応じ、それぞれ新料金が基礎料金を下回る場合の欄に定める調整率を乗じて得た金額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を新料金に加えて得た金額

7 前項の規定により計算した基礎料金に端数があるときは、その端数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 築館地区、若柳地区、栗駒地区及び志波姫地区 １円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(2) 瀬峰地区及び高清水地区 １０円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

附則別表 略

附 則（平成２１年３月６日条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年１２月２４日条例第５９号）

（施行期日）

1 この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の栗原市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）の規定により給水を受けている者に係る改正後の栗原市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第２７条及び第２９条の適用については、この条例の施行の日以後のメーターの検針により計量した使用水量に係る料金について適用するものとし、同日前のメーターの検針により計量した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（平成２６年２月２７日条例第６８号）

（施行期日）

1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水

道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の栗原市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 新条例第34条の規定は、施行日以後の給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下「給水装置工事」という。）の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月26日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の栗原市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）により継続して給水を受けているものの料金については、この条例による改正後の栗原市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の施行の日以後最初に行うメーター検針で計量した使用水量により算定する1箇月分の料金に限り、新条例第26条の規定にかかわらず、旧条例第26条の規定による金額を徴収する。

附 則（平成31年2月26日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（栗原市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）
- 45 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第51条の規定による改正後の栗原市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

46 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

47 新条例第34条の規定は、施行日以後の給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下「給水装置工事」という。）の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月26日条例第26号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日条例第38号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

7 この条例を施行するために必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第26条関係）

基本料金及び従量料金

メーターの 口径	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）								
		10立方メ ートルまで	10立方メ ートルを超 え20立方 メートルま で	20立方メ ートルを超 え50立方 メートルま で	50立方メ ートルを超 え100立 方メートル まで	100立方 メートルを 超え1,00 0立方メ ートルまで	1,000立 方メートル を超え5,0 00立方メ ートルまで	5,000立 方メートル を超え10, 000立方 メートルま で	10,000 立方メー トルを超え 30,000立 方メー トルまで	30,000 立方メー トルを超え 場合
13ミリメ ートル	1,911円	107円	250円	261円	275円					
20ミリメ ートル	2,032円									
25ミリメ ートル	3,824円				275円	323円	357円	370円	287円	226円
30ミリメ ートル	5,020円	275円								
40ミリメ ートル	7,530円									
50ミリメ ートル	10,040円									
75ミリメ ートル	20,081円									
100ミリ メートル	37,653円									
200ミリ メートル	75,306円									
臨時用	—	562円								

備考 基本料金及び従量料金は、消費税額及び地方消費税額を含む。